

後世、神奈川県歴史を振り返るとき、県庁で作成された行政文書も重要な資料となります。県立公文書館の前身である文化資料館でも、県史編集のために行政資料を収集していました。しかし当時は、県の機関で廃棄されたものだけを対象とし、その「評価選別」も、短期間で行わねばなりませんでした。

■トラック40台分

公文書館の設置後は、県の主な公文書は、あらかじめ定められた保存期間が終わると、全て公文書館に引き渡されることになりました。これは全国的にみても画期的な取り組みでした。

では、その量は1年間ほどのくらいでしょうか。保存期間が10年以上の簿冊文書が約千冊、10年未満のフォルダ文書は文書保存箱で約1万箱、重量にして150ト強、4ストラックで40台分になります。これだけの公文書を全て保存することは物理的に不可能ですし、全てが歴史的に重要というわけでもありません。

そこで、引き渡された

明確に基準を残す

「評価選別」で継承

公文書の中から重要なものを「評価選別」しています。公文書館では、選別基準を県の告示で示し、偏りがなく、公正で客観的な選別に努めています。

■民主主義の資産

具体的には、県民生活や県行政の推移を歴史的に跡付ける文書を選んで

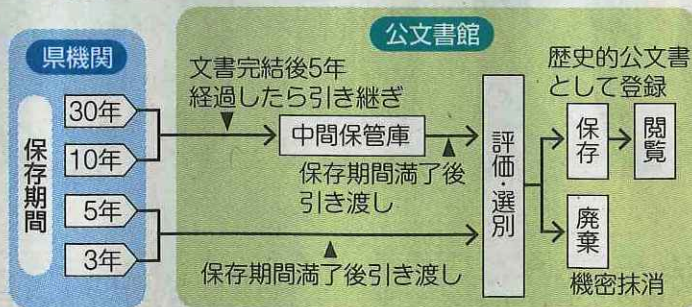


行政文書の評価選別、保存を担う県立公文書館
—横浜市旭区

おり、細目基準を設け、公文書の類型ごとに保存すべきものを明らかにしています。公文書館では、この基準にのっとり、職員の間で合議し、決裁を経て保存か廃棄かを決定しています。

保存される文書は最近の数値で全体の2%ほどですが、一度廃棄された文書は二度と入手することとはできませんので、慎重な判断が必要です。2%という、少ないように思われるかもしれませんが、それでも、2012年度は、簿冊文書738冊、フォルダ文書140箱分を保存しました。選別結果はホームページで公開しています。特に、簿冊文書については、選別の理由まで記載しています。

神奈川県における行政文書の流れ



県は、保存期間を「3年以上」と定めた全ての文書を公文書館で確認し、保存するか廃棄するかの「評価選別」を行う。歴史的な文書を確実に保存する仕組みで、こうした体制は全国でも珍しい。保存された文書は県立公文書館で誰でも閲覧できる。

11年度には、公文書管理が施行されました。国の文書管理について統一的な管理ルールが法に定められ、公文書が「健全な民主主義を支える国

（県立公文書館資料課・薄井 達雄）
Ⅱ次回は29日掲載

◆開館20周年記念特別展示「記録遺産は時を越えて〜かながわのアーカイブズ〜」と題した特別展示が、県立公文書館（横浜市旭区、相鉄線二俣川駅から徒歩17分）で、3月30日まで開催中。入館無料。午前9時～午後5時。月曜と2月11日、3月21日は休館。問い合わせは同館☎045(364)4461。

た。この法律の趣旨にのっとり、県でも、保存期間満了後の文書を保存するかどうかを事前に決めておく「レコードスケジューリング」の導入や、電子文書への対応などが求められています。